
いじめ防止に向けた方針

改訂と用語

方針改訂スケジュールまたは、条例変更時の内容に合わせて参照してください。

所有者:	教頭
改定番号:	9
法令に関連する方針?/その他の方針?	法令に関する方針
承認者:	校長
発効日:	2022 年 9 月 1 日
次回改定日:	2023 年 9 月 1 日

内容

1	目的と対象	3
2	いじめの定義	3
3	いじめに対する学校の対応	4
4	いじめのサイン	4
5	いじめ－予防対策	5
6	報告されたいじめに対する手続き	6
7	サイバーいじめ（ネット上のいじめ）	8
8	苦情・要望等の手続き	10
9	監視と見直し	10

1. 目的と対象

帝京ロンドン学園は、互いに対する尊敬と良識あるマナー、そしてフェアプレイに基づいた組織です。あらゆる混乱や暴力、嫌がらせのない、安全で思いやりのある環境を提供することで、すべての生徒が最大限に成長できるよう全力を尽くしています。また、安心して規律正しい雰囲気の中で学べるよう、スタッフに礼儀正しく接し、協力することを生徒たちにも期待しています。すべての生徒は校内外を問わず、互いに思いやり、助け合うべきです。

本学園は互いに対する尊敬と寛容を誇りにしています。保護者は、ハイスタンダードな生活態度を維持できるよう、学校をサポートする大切な役割を担っています。学校でも家庭でも常により態度で生活できるよう、学校と保護者が密に協力しあうことが必須です。

この方針は学園の生徒および入学希望生の保護者がいつでもウェブサイト上で閲覧できます。また、すべてのスタッフと生徒にも周知させています。

本学園は、生徒またはスタッフに対するいじめ、嫌がらせ（ハラスメント）、搾取、差別を許容しません。我々はすべての生徒・保護者に対し、思いやりをもって公平に対応しています。それに対し、生徒・保護者は、スタッフ、学校、また生徒同士、敬意をもって行動することを期待しています。学園では、どんな形でないじめも認めず、すべてのいじめを記録し、場合によっては、「生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針（Behaviour, Reward and Sanction Policy）」に準じて懲戒処分を課すことがあります。

この方針はすべての生徒（通学生・寮生）、校内外を問わず、すべての行為・行動を対象としています。

2. いじめの定義

いじめとは、「個人または集団によって一定期間繰り返し行われた、意図的に他の個人や集団を肉体的、または精神的（感情的）に傷つける行為」を指します。

いじめとは、意図的に他人を傷つけたり、危害を与えたり、侮辱するものです。肉体的（あらゆる種類の脅迫または暴力を含む）なもの、性的なもの、言葉によるもの（メールやソーシャルメディア、ゲーム、SMSやその他のインスタントメッセージによるサイバーいじめを含む）、精神的なもの（仲間外れ、いやみ、あだ名で呼ぶ、苦痛を与える、悪意ある噂を広めるなどを含む）など、様々な形態が考えられます。また、第三者を巻き込んで誰かをからかったり責めたりするよう仕向けたり、直接的に参加しないまでも、他の人にいじめるよう仕向けたり、被害者を笑ったりということもあります。いじめは隠されていて、分かりにくいものが多いです。また、時には明白で脅迫的でもあり、加害者と被害者の力の不均衡が関係することが多いです。それが、肉体的もしくは心理的、知的なものにせよ、力の不均衡（アンバランス）が関わっており、加害者が、被害者を社会的に孤立させるような力をもっていることもあります。

いじめは、時々、生徒同士の虐待に及ぶことがあります。これは、一人または複数の生徒による、別の一人の生徒への虐待と定義されます。

いじめは、しばしば特定のグループに対する偏見によって起きます。そして、その人の人種や宗教、性別、性的指向、特別支援教育や障害に対しての行為やコメントがいじめとなることがあります。また、養子であるとか、生活保護を受けていたり、他の家族の介護責任があったりという家庭環境がいじめの理由になることもあります。また、いじめは子供同士の実際の違い、または

違うと思われることで起きることもあります。例えば、実際にそうでなくてもゲイだと思われている子供に対して向けられたいじめ、同性愛嫌悪もそうです。

いじめはどこでも、いつでも、だれにでも一生徒、他の若者、スタッフ、保護者にも一起こりうるものです。

3. いじめに対する学校の対応

本学園では、常にいじめを深刻に取り扱います。いじめは本学園の社会的・道徳的原則に著しく反するもので、平等機会に関する方針にも反しうる、許されざる行為です。いじめが起きた場合には、早急に、深刻に取り扱います。冷やかしゃ冗談、悪ふざけとして見逃すことは決してせず、スタッフはすべてのいじめをこの方針に従って報告・記録します。

いじめは非常に深刻なものであり、摂食障害や自傷行為、さらには自殺など、肉体的、精神的（感情的）、心理的なダメージを受けることがあると理解しています。暴力を止め、直ちに身体的な安全を確保することが学校の最優先課題ですが、精神的（感情的）ないじめの方が肉体的なものよりダメージが大きいこともありうることを学校は認識しています。よって、本方針に関わるいじめの案件について、スタッフは慎重に取り扱います。いじめは特定の犯罪ではありませんが、嫌がらせ（ハラスメント）や性暴力、暴行、スカート内盗撮、狂暴で脅迫的な行動に適用する刑法は存在します。誰もがいじめの被害者になるべきではありません。すべての人が敬意をもって扱われる権利をもっています。いじめの被害者となってしまった生徒は支援・サポートを受けます。いじめ行動に関わった生徒は適切な懲戒罰則を受けると同時に、可能であれば、違った行動がとれるよう支援・サポートを受けます。

学園の研修旅行や校外で起きたいじめに関しても、校内と同様、一切許容しません。教員は校外においても、職務時間外でも、生徒の不正行為に対して適切な範囲で指導を行います。

4. いじめのサイン

いじめを受けている生徒が見せる行動上の変化には、以下のようなものがあります。

- 学校へ行きたがらない。
- 過度な不安を見せる、ひきこもり、いつも以上に無口となる。
- 宿題や課題ができない、できがいつもより悪い、コピーされたものであったり、他人が介入したり、ダメにしたりした形跡がある。
- 本、カバン、お金などその他の所持品が突然「なくなった」り、壊されたりしている。
- 今までとは違った行動や癖（例：音楽のレッスンを辞める、アクセントや語彙の変化）
- 自信喪失
- 腹痛や頭痛など、ストレスや不安と関係すると思われる症状で保健室を頻繁に訪ねる。
- 説明できない傷やあざ。
- 頻繁な欠席、不規則な出欠状況、遅刻。
- 生徒ではなく大人と一緒にいたがる。
- ボディランゲージの減退や目を合わせたがらない。
- 眠れない、または悪夢を見る。
- 自殺について話したり、家や学校から逃れたいと話したりする。

他の原因があるかもしれませんが、上記のようないじめの可能性のサインが繰り返しあったり、いくつかの症状が重なったりする場合、保護者や教員によって調査されるべきであり、場合によっては本方針に基づいて、報告・記録されるべきです。

5. いじめ－予防対策

本学園は、生徒がいじめられてから対応を始めるものではありません。我々は、学校でいじめが起こらないような環境をつくるために、以下のような予防対策を取っています。

生徒

- 本学園では、校内外を問わず、生徒たちが常に互いに敬意をもって接するような良識ある行動の精神を促進している。
- すべての新入生には、本学園が期待する行動のスタンダードについてしっかりと説明を受けている。また、いじめにあたり発見したりした場合にはどう行動すべきか説明を受ける。誠意をもって、いじめを報告した場合は罰せられるのではなく、サポートを受ける。
- 我々は適宜、集会などでいじめに関する方針を説明する。本学園の保健プログラムは、学校生活を通して、社会的・道徳的責任を果たすことの大切さを学べるように組み立てられている。共同体への関りや互いに助け合う精神を強調するものである。平等、多様性の大切さに焦点を当て、偏見を持ったり、排他的な言葉を使ったりしないよう指導する。
- 他の授業においてもいじめの問題を取り上げ、社会で生きていく力をつけたり、いじめは許されないのだという道徳的・精神的な価値を教えたりする。
- すべての生徒は、もしいじめを受けたり、いじめを発見したり、いじめがあるのではないかと感じたりした場合は、即時にスタッフに報告する。
- すべての寮生は不安や悩みをどのように担当スタッフや他の生活サポートメンバーに報告すべきか知っている。
- すべての生徒は電話でのヘルプラインにアクセスでき、内密に相談できる。
- 上級生は下級生にアドバイスやサポートを与えるよう推奨されている。
- 校内の建物、寮には、匿名で相談できるヘルプラインや校外の専門家に連絡できるウェブサイトなど、相談できる連絡先を掲示している。
- 本学園は生徒グループによる、いわゆる「加入時セレモニー」、痛みや不安、屈辱を与えることを意図したいじめ儀式を許容しない。スタッフは、このようなことが行われないように常に注意する。

スタッフ

- 新規スタッフは、いじめの訴えがあったときの対応方法、記録方法など、いじめ防止に向けた方針に関する研修をインダクション時に受ける。学園は全スタッフに、この方針の基本原則、法的責任、いじめの解決方法、いじめ防止策、いじめのエスカレート防止策、そして、どこにサポートを求めればよいのか等の詳細を理解させる。
- 学園はある一定の子供たちが、いじめを受けるリスクが高い可能性があること、そして、いじめ問題を取り扱う際に特別な支援を必要とすることを認識している。例えば、特別支援教育が必要な子供たちや障害を持った子供たち（SEND）、また性的マイノリティー（LGBT）の子供たちである。学園では、スタッフが適切なトレーニングを受け、こうした支援の必要な子供たちのことを理解し、すべての生徒たちが一緒に学べる環境を提供できるよう保証する。

- 報告された案件はすべて即座に記録し、調査される。そして、常に監視を続ける。記録はマネジメント室に厳重に保管され、いじめ行動のパターンが認識され監視できるようにする。
- 訓練を受けた当校のカウンセラーは、アセスメントやカウンセリングの専門技術を持っており、学校生活サポートサービスの重要な役割を担っている。生徒が社会的・精神的・自身の行動における心配事などがあったときにいつでも相談でき、誰にも知られることなくアドバイスやカウンセリングなどのサポートを受けることができる。場合によっては、他の生活サポートチームのメンバーから紹介されることもある。
- スタッフは、寮においていじめの起きる機会が多いことを認識している。そのため、寮生同士の問題について、どんな小さなサインにも常に気を付けておく必要がある。生徒のスタンダードや価値をより向上させ、堅苦しい教室外で個人の悩みを気軽に話し合えるようにするために、打ち解けた寮の環境はとても大切である。寮のスタッフは常に生徒の監督義務がある。
- 学園には就学時間以外や学校の研修旅行、その他、学校外で起きた本学園生徒に関わるいじめについても調査する権利と義務がある。また、学園はこうした案件に関して懲戒処置を取る権利がある。懲戒処置については、生徒指導に関する方針（Behaviour Policy）に準じて、公正に、一貫して、合理的に処する。特別支援教育の必要な障害などをもつ生徒などにも考慮して処置を行う。
- スタッフは加害者がいじめを行うきっかけとなった事項についても常に考慮し、加害者の福利状況についても懸念はないか考える。もし生徒が苦悩している、または重大な危害に苦しんでいる可能性があると考えられた場合、直ちに当校の児童保護および安全保護対策に関する方針に従い手続きを取り、その案件について、指名された安全保護対策リーダー（DSL）と相談する。
- スタッフは、生徒が教室にいないときも常に勤務の状態であり、学園敷地周辺の生徒の動きを知っておくこと。特にいじめが起これそうな場所に気を付ける。スタッフは、不適切な言葉遣いや態度について警戒するようにトレーニングを受けていること。

保護者

- 本方針はいつでもウェブサイト上で閲覧可能であり、必要であればメールでも開示できる。そうすることで、保護者も学園のいじめに対するアプローチ法を知り、もし、自身の子供がいじめを受けた際にどう対応すべきかを明確にする。
- ホームルーム担任教師と保護者は密に連絡をとり、もし、生徒に心配事がある場合には常に連絡を取るようにする。
- もし保護者が自身の子供やその他の生徒にいじめがある、またはあるのではないかと疑った場合、すぐに学園に連絡すべきである。すべての案件を深刻に取り扱う。
- 学園のいじめ防止策の有効性、本方針のすべての事項について、保護者のフィードバックを常に受け付けている。

6. 報告されたいじめに対する手続き

本学園では、校内外を問わず、すべてのいじめ、サイバーいじめの案件、またはいじめが疑われる懸念事項について、報告しやすく、適正に記録されるようにします。いじめの案件、申し立てについての記録は、校長のファイルに保管されると共に、生徒ファイルにも保管します。また、安全保護対策に関するファイルにも必要に応じて保管され、本学園が行動パターンについて認識し、いじめ防止に向けての方針の有効性についても評価できるようにします。

本学園は、生徒が信用できる人にいじめを報告しやすいことを認識しています。これは、どのスタッフにもありうることです。すべてのスタッフは、いじめの申し立ての取り扱い方法についてトレーニングを受け、生徒の話をよく聞き、誘導尋問をせず、できるだけ正確に案件の記述記録を作成します。

もし、いじめが報告された場合、以下のような手続きが適用される。：

1. いじめの報告を受けたスタッフ、または最初にそれを発見したスタッフが状況をコントロールし（「ケース・ハンドラー」）、関係する生徒を安心させ、サポートする。その際、絶対の守秘は約束しない。
2. ケース・ハンドラーは、生活サポートチームの適切なメンバーにいじめの申し立てについてできるだけ早く報告する。
3. 生徒の態度またはいじめの問題に「子供が重大な危害に苦しんでいる、または苦しむ可能性がある」と疑うに十分な理由」があると思われる場合は、スタッフは、学園の児童保護に関する方針に設定された手続きに従うこと。
4. 被害者と加害者は一人ずつ個別にケース・ハンドラーと面談を受ける。その際、適切な人物をサポートに加え、面談内容の記述を依頼する。
5. ケース・ハンドラーは、報告されたいじめ行為が犯罪であると判断した場合、または誰かに危害を与えるリスクがあると判断した場合、校長と相談し、必要であれば直ちに警察に通報する。
6. 案件はケース・ハンドラーによって、校内記録に署名・日付とともに記録されるべきである。それから教頭に提出される。教頭は、いじめおよび他の深刻な懲戒案件の記録とともに厳重に保管する責任がある。
7. 教頭は加害者・被害者、両者のホームルーム担当教員にできるだけ早く本件を知らせる。非常に深刻なケースは、校長にも報告すべきである。
8. 被害者は後日、加害者とは別に再度、生活サポートチームのメンバーと面談する。その際、今後の対策のサポートを提案する。仕返しや報復は適切でないことも明確にする。
9. 加害者も後日、被害者とは別に再度、生活サポートチームのメンバーと面談する。その際、なぜ加害者の行動が不適切であったのか、他人に苦痛を与えたのかを明確にする。そして、本人の行動を是正させるガイダンスを与える。本学園の生徒指導に関する方針を適用し、処罰や懲戒処分、除籍が課せられることもある。より深刻で、しつこいいじめ、または加害者にサポートが与えられたのに改善が見られない場合など、生徒を一時的、または永久に除籍することもある。
10. 関係する生徒の保護者は全員報告を受け、問題を話し合うため、または適切な処罰を話し合うため学校に呼ばれることもある。今後の予防策、またいずれの当事者の悩みにも対処するため、保護者の協力が求められる。
11. 適切な懲戒処分、及び加害者へのサポートを含む善後策を決定し、可能な場合はすべての当事者と合意する必要があります。必要に応じて、学園の生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針、及び／または、懲戒と退学に関する方針に従って、懲戒処分を取り扱うとともに、適切なサポートがいじめられている生徒、そしていじめている生徒に必要なものであるか認識する必要があります。

12. このプロセスの一部として、関係者が事態を終結させることができるような対策を考えるために、近しいスタッフの監視の下で、すべての当事者を含めたミーティングが行われることもあります。
13. 監視と見直しについての対策も実施され、記録される。
14. 特に深刻なケースについては、校長に相談した後、必要であれば警察、指名された安全保護対策リーダー（DSL）、児童相談所などに報告することもある。

7. サイバーいじめ（ネット上のいじめ）

サイバーいじめとは「他人を傷つけようとする個人または集団が、情報・コミュニケーション技術を、意図的に繰り返し敵意をもった行動のために使用すること」(Belsey, <http://www.cyber-bullying.org/>)と定義されています。それは攻撃的で、意図的な行動で、一定期間以上繰り返されることが多く、容易に自分自身を保護できない被害者に向けられることが多いです。学園はサイバーいじめが校内外を問わず、どこでも、また、いつでも起こりうることを認識しています。

サイバーいじめは以下の例を含む、様々な電子メディアによるコミュニケーションが使われています。

- 携帯電話によるテキスト、インスタントメッセージ、通話。
- 携帯で撮影された画像を嫌がらせ、脅迫、侮辱するためなどに使用する。
- ウェブサイト上に脅迫的、性的、差別的、攻撃的、侮辱的なものやコメントを掲載する。（ブログ、個人のサイト、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、ユーチューブなどのソーシャルメディアを含む。）
- メールで脅迫的、攻撃的なメッセージを送る。
- メールアカウントを乗っ取る・クローン化する。

本学園は、サイバーいじめが様々な形態を取りうることを認識しています。：サイバー・ストーカー、仲間外れ、ものまね、私的情報や画像を不許可で掲載（公表）する、名誉を傷つけるようなコメントをオンライン・プラットフォーム上に掲載するよう仕向ける、スカート内盗撮や性的なテキストなど。

本学園は、生徒たちがいかなる電子機器、プラットフォーム、アプリについても、オンライン上で安全に自信をもって取り扱えるよう、正しい知識や行動を教える役割を果たします。それを推進するため、本学園は教育省の学校におけるオンライン教育に関する非法定ガイダンス（2019年6月更新）を顧慮しています。

サイバーいじめの予防

上記以外にも、サイバーいじめを予防するため、本学園は：

- すべての生徒に安全なインターネット使用に関する方針/E-セイフティーに関する方針を守るよう期待する。
- インターネットの悪用、または悪用しようとする行為に対して懲戒罰則を課す。
- すべての生徒に校内で使える個人メールアドレスを与える。ソーシャルメディアのサイトやホットメールなど個人メールサイトには校内のコンピューターからはアクセスできない。

- 保健の授業でソーシャルネットワークのサイトの安全な使い方やサイバーいじめについてガイダンスを与える。
- 生徒にサイバーいじめには様々な形態があること、また、それが及ぼす深刻で悲惨な影響、それに関わることは決して許されないことを認識させる。
- 氏名や住所、メールアドレス、パスワード、携帯番号など、その他の個人情報を機密に安全に保持するためのガイダンスを与える。
- 教室での携帯電話の使用を禁止する。
- トイレ、洗面所、更衣室エリア、寮内の寝室でのカメラ/携帯電話のカメラの使用を禁止する。

サイバーいじめの取り扱い手続き

本学園は、サイバーいじめがあった場合、本方針および児童保護の方針、安全保護対策に関する方針に定められた手続きに従います。また、生徒の行いを管理し、本学園の評価と生徒の福利を保護するためにも、状況に応じた懲戒処分を課します。

サイバーいじめは特定の犯罪ではありませんが、嫌がらせ、脅迫的なコミュニケーションや個人の画像の不許可掲載（公表）、スカート内盗撮や性的なテキスト送付などに適用される刑法は存在します。報告されたサイバーいじめが犯罪だと学園が判断した場合には、警察に通報します。

電子機器

特定のスタッフはサイバーいじめの訴えに対応するため、校長の権限で生徒の携帯電話などの電子機器を捜索することが許されています。生徒が禁止されたものを所持しているという合理的な証拠があり、事前に校長の同意を得ておけば、捜索するために生徒本人や保護者の同意を得る必要はありません。

捜索は生徒指導に関する方針に従って実施されます。

捜索によって校則で禁じられている電子機器が見つかったり、その電子機器が犯罪や、個人・所有物を傷つけるために使われた、または使われるであろうとスタッフが判断したりした場合、正当な理由があれば、その中にあるデータやファイルを調べることがあります。例えば、サイバーいじめの訴えがあったときなどです。保護者の同意は必要ありません。

本学園は、正当な理由がある場合、電子機器内にあるデータやファイルを消去することもあります。犯罪に関連した証拠が含まれるのではないかと合理的な理由がある場合は、ファイルは消去されるべきでなく、至急、警察に電子機器を提出しなければなりません。

捜索の後、スタッフがこの電子機器に犯罪に関わる証拠が含まれていないと判断した場合、または、警察に通報した後、警察側からこれ以上の捜査活動は必要ないと告げられた場合は、学園がファイルやデータを削除すべきか判断できます。また、本方針および生徒指導に関する方針に違反した証拠として、学園がこの電子機器を保持することもあります。そして、生徒指導に関する方針に従って生徒を罰することもある。捜索によって、生徒の安全保護対策に懸念があると明確になった場合には、児童保護および安全保護対策に関する方針に従った手続きを行います。

本学園は実施された捜索すべての記録、またその結果、その後の対策などを記録します。

8. 苦情・要望等の手続き

いじめ（またはその他）の問題が適切に処理されていないという懸念がある場合、保護者、生徒は本学園ウェブサイト上に掲載されている苦情・要望等の手続き（**Complaints Procedure**）を利用してください。寮生の保護者は、苦情・要望についての取り扱いに納得がいかない場合、その苦情について直接 ISI に問い合わせる権利があることを知っておく必要があります。

9. 監視と見直し

本学園は、報告されたいじめを本方針に基づいてすべて記録します。

校長、または指名された **SMT** のメンバーはすべてのいじめ案件を見直し、その行動パターンを把握します。そうすることで当校が校内すべてのいじめ行動に対して、適切な処理ができるようにします。また、いじめの記録は本学園のいじめ防止手続きが有効であるかどうかを評価するためにも使われます。そして、必要な改正がないか明確にします。